

平成25年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日 時：平成25年8月9日（金）
午後2時から午後4時まで
場 所：県行政庁舎9階 第一会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶（環境生活部 本木部長）
- 3 議 事

1) 会議の成立

15名の委員のうち11名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員：小金澤委員(会長)、熊谷委員(副会長)、加藤委員、三浦委員、及川委員、澁谷委員、阿部委員、大崎委員、渡邊委員、氏家委員、佐藤委員

欠席委員：官澤委員、高平委員、佐々木(琢)委員、佐々木(圭)委員

2) 会議内容 ※議長は同上条例第18条第1項の規定により、小金澤会長。

〈 小金澤 会長 〉

本日の議題は、イ 食の安全安心に関する施策の実施状況について、ロ 食品の放射性物質の検査状況について、ハ みやぎ食の安全安心県民総参加運動についてです。それでは、イの食の安全安心に関する施策の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：野地専門監 〉

議題イの食の安全安心に関する施策の実施状況について、①と②を一括して御説明します。約20分位の時間となりますので、よろしくをお願いします。使う資料は、資料1、資料2、資料3、参考資料です。

平成24年度施策の実施状況につきましては、6月11日に開催しました第1回推進会議で御説明し、委員の皆様方には、施策の達成度について、小分類毎に、A・B・Cの3段階評価をお願いしたところです。皆様からいただきました評価表につきましては、全体を整理した上で、会長に御報告いたしました。会長からは、皆様の評価を基にした推進会議としての評価ということで御提出いただきました。推進会議としての評価につきましては、これから報告させていただき、本日協議いただいた結果を踏まえまして、8月19日開催の知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部会議」に諮り、その後、9月県議会へ報告します。

それでは、資料1の39ページ、Ⅲ 施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価を御覧ください。全体的には、Aの「達成している」あるいはBの「概ね達成している」との評価をいただいております。

それでは、1 安全で安心できる食品の供給の確保 (1) 生産及び供給体制の確立 イ 生産者の取組への支援につきましては、「B」と評価いただきました。震災及びそれに伴う風評被害の影響を受けて、生産者は大変な思いをしている。震災前以上の強い支援が必要である。被災したカキ共同処理施設等の復旧整備は、継続を望む。また、エコファーマーなどの認証制度に関

して、消費者の認知度を高める対策が必要である。生産者・消費者両方のメリットが理解できる分かりやすい説明がHPに欲しい。認証制度の更なる普及拡大のため、認証団体や認証指導員・検査員の育成が課題だ、というものです。ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援につきましては、「A」の評価でございます。農産物の生産には土づくりが基本であり、品質には病虫害防除が重要。適切な防除指導と「そいるくん」の普及を望む。また、県当局と漁協で実施する貝毒とノロウイルス検査は、消費者に理解されるものと評価する。被災地域、特に水産業地域での終末処理施設の復旧復興に最善の努力をお願いする、というものです。ハ 事業者に対する支援につきましては、「A」の評価をいただいております。HACCPに対する事業者の関心が高く、研修会への参加者数が増えていることは大きな成果といえる。また、HACCPの知識や情報を事業者と消費者が共有することが望ましく、研修会に消費者も参加できるといい。地産地消は、食の安心を担保するものとなってきている。「地産地消」と「安全安心取組宣言」との間の調整が、震災以降、今後の課題となる、というものです。(2) 監視指導及び検査の徹底 イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底につきましては、「A」の評価でございます。農薬管理指導士が前年度より増加したことは成果といえる。また農薬・動物用医薬品などの監視体制や鳥インフルエンザのモニタリング体制は、概ね適正であるが、特に鳥インフルエンザに関しては、今後ともモニタリング検査を強化を望む、というものです。ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底につきましては、「A」の評価です。震災後、食品の安全性が問われる中、健康危害の発生の防止に努めた点は評価できる。今後も監視指導は継続していく必要がある。放射能も持ち込み検査ができるようになり、対応が進んだ。事業者への安全性についての指導は、教育指導的意義が大きいので、具体的な事実に基づいた監視、指導を進めてほしい、というものです。ハ 食品表示の適正化の推進につきましては、「A」と評価いただいております。膨大な食品の表示について監視する仕事は本当に大変だ。しかし、食物アレルギー関係などでは、命に関わる事故も考えられるので、監視体制の整備と企業のモラル向上対策も必要である。また、輸入食品の表示についての指導強化が望まれる。食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査を強化する上で、人材育成は欠かせない。継続的な研修体制を求める、というものです。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立 (1) 情報共有及び相互理解の促進に移ります。イ 情報の収集、分析及び公開につきましては、「B」と評価いただきました。県からの情報提供が「十分」等の回答が、目標の70%の半分にも達していない。県民がどの情報提供に不満なのかなど、十分な解析が必要だ。県からマスコミ等への情報提供は素早く行われていると感じる。栗原市沢辺の米の放射能オーバーでの説明の際は、説明が十分だとは言えない。また食の安全安心については、もっとわかりやすい情報公開を目指してほしい。さらに、県民意向の把握は、モニターの回答以外でも行えるように改善を提案する、というものでございます。ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進につきましては、「B」との評価でございます。学校給食の地産野菜等の利用品目の割合について、27年度の目標に向けて1年でも早く達成するためには、放射線の検査数値は重要であり、若い世代の母親に向けての情報発信が必要である。「地産地消」が食の安全・安心に大切であることがようやく定着しかかってきた時の放射線事故で、信頼の回復までにはもう少し時間がかかる。学校給食でもきちんとした検査体制が整って、安全を確保しつつ「地産地消」を推進しようという動きとなっており、データに基づいた安全安心の積み重ねが大切だ。また、生産者と消費者の相互理解については、もっと盛んに行ってほしい、というような御意見です。次の(2) 県民参加 イの県民総参加運動の展開につきましては、「A」でございます。モニターの活動率のアップが課題だ。ただロゴマークの変更などの県民総参加運動の改

善内容による今後の展開に期待したい、というものでした。ロの県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映につきましては、「A」の評価でございます。放射性物質による食品の汚染に関する相談等には、迅速な対応をお願いする。県民意見の把握が不十分だ。モニターに食品衛生監視指導計画に対するパブリックコメントを求めることが必要だ、というものでございます。

3 食の安全安心を支える体制の整備 (1) 体制の整備及び関係機関等との連携強化ですが4つの施策があります。イは「A」、ロは「A」、ハは「B」、ニは「A」の評価をいただきました。輸入食品に関する情報収集はこれからもっと必要になってくるので、国と連携して情報の収集をしっかりとやってもらいたい。放射性物質による食品汚染についても情報をしっかりと発信してほしい。また、(ロ)につきましては、基本マニュアルがあいかわらず県のHPでみつけられず、放射能汚染への対応がどうなっているのかつかめない。(ニ)について、国への連携の中で、東京電力からの情報提供がきちんとなされているか不明である、というものでした。

4 食品に係る放射能対策 (1) 安全で安心できる食品の供給の確保につきましては、「A」と評価いただきました。これにつきましては、基準値を超過する農産物の市場流通を防ぐことができたことについては評価できる。検査体制が整っており、一般市場で販売されているものは安心して食べることができる。また、学校給食関係者からも、地場産物まで含めての検査体制が整い、心配がないという声が聞かれるようになってきたので、当面、検査は継続してほしい。放射能の基準値が500ベクレルから100ベクレルに下げられ、超過するものが出やすくなったが、情報は素早く報道機関等に提供され、一般の人が知る機会が多くなっていることは評価できる。風評被害を解消するためにも、多くの「安全情報」の提供が望まれるが、米と水産物については、「全量」への検査に方向転換すべき、というものでした。(2) 食の安全安心に係る信頼関係の確立につきましては、「A」の評価でございます。食品の安全性に関する問題については、リスクコミュニケーションが不可欠だ。消費者・生産者・行政の参加により、一つ一つの疑問に答えていく「意見交換会」が必要である。消費者が、正しい知識を身につけ、活動してもらうことは重要であり、講習会の数を増やすことを提案する。ウェブ上などで情報が公開され、信頼性も高く、混乱はなくなっているが、やや、魚介類について不安に思う場合もあるので、信頼性をわかりやすく示してほしい。去年、この評価で問題とされた「健康にただちに影響ない」との表現は見られなくなったが、相変わらず100ベクレルがどの程度安全で、それ以上が危険なのか理解されているとは考えにくい状況にある。風評被害を解消するには、より徹底した情報提供による信頼関係の確立が必要であり、県民へのアピールを強化することを提案する、というものです。

(3) 食の安全安心を支える体制の整備につきましては、「B」と評価いただきました。食の安全安心を支える体制の整備について、具体的にどのような情報の共有化を図り、そのことがどのような体制の整備につながったのかが不鮮明だ。まだまだ風評被害等の影響があり、この問題をどのように克服するかを明確にしてほしい。みやぎ食の危機管理基本マニュアルでは、広範囲な放射能汚染への対策が想定されていなかったため、対応がバラバラかつ、縦割になった面があった。24年度は「食の安全安心対策本部」による対応で体制的には前進があったが、月1回の会議で「共通認識の醸成」があったとは具体的に何を意味するかがわからない。県の基本方針の公表を求める、というものでした。以上で、みやぎ食の安全安心推進会議としての評価についての説明を終わります。

資料2は、本編の概要版となります。こちらも後ほど、御覧いただきたいと思います。それから、資料3の後ろに、「参考資料」がございます。こちらの資料は、各委員から御提出いただき

ました評価をまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

それでは、引き続き、資料3を御覧下さい。皆様からいただきました御意見、御提言に対する県の対応につきましてまとめたものでございますので、御説明申し上げます。

1 ページから10 ページまでの左欄に施策の小分類毎に記載し、それに対する担当各課の現段階での対応について右欄に記載しております。一定の評価をいただきました御意見に対しては、「県の対応」を記載しておりません。なお、各委員からいただいた全ての御意見・御提言に関して御説明すべきところでございますが、時間の関係で大変恐縮ですが、説明は各施策1例だけにさせていただきますことをお願いいたします。

まず、1 安全で安心できる食品の供給の確保 (1) 生産及び供給体制の確立 イ 生産者の取組への支援 エコファーマーに関して、加藤委員から「消費者の認知度が低いことへの対策が必要」、佐藤委員から「増員対策がはっきりしない」といった御意見をいただきました。県としましては、これまでも制度の理解啓発を行っておりますが、工夫を加えたPRや、技術の支援を継続してまいります。以下、各委員からの意見・提言等について県の対応が記載されていますので、御確認下さい。ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援 及川委員から「土壌の放射能汚染について、今後とも調査していく必要がある」という御意見をいただきました。県としましては、県内27か所に、土壌中の放射性物質の経年変化を確認するほ場を設置しており、今後とも調査を継続してまいります。ハ 事業者に対する支援 HACCPに関して3人の委員から御意見をいただきました。その中で、加藤委員から「HACCP研修会は、事業者だけでなく、広く消費者にも参加を呼びかけてもいいのではないか」という御意見をいただきました。HACCP研修会は、いわゆる宮城版HACCPの登録・認証をめざす県内事業者の研修会と位置づけておりますので、消費者の方々に食の安全安心セミナー等の機会を通じてHACCPの概念や事業者や県の取組を紹介してまいります。(2) 監視指導及び検査の徹底 イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底 及川委員と氏家委員から「鳥インフルエンザに関してモニタリング検査を強化」という御意見をいただきました。鳥インフルエンザにつきましては、モニタリング検査、死亡鶏の報告徴求を継続し、発生防止と早期発見に努めてまいります。ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底 御意見をいただきました3人の委員から、プラスの御評価いただきました。今後とも、事業者等に食品衛生法の基準や衛生管理の必要性等を説明しながら、監視指導を継続してまいります。ハ 食品表示の適正化の推進 氏家委員から「食物アレルギーなど命に関わる事故も考えられることから、体制整備と企業モラルの向上対策が必要」という御意見をいただきました。県としましては、販売店に対する立入検査や収去検査、衛生講習会での事業者への指導を徹底してまいります。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立 (1) 情報共有及び相互理解の促進 イ 情報の収集、分析及び公開 及川委員、佐々木委員、佐藤委員から、県からの情報提供に関して、「県民が伝えてほしい情報をどのような形で提供していくのか課題だ」という御意見をいただきました。県としましては、県民への効果的で分かりやすい情報提供の方法等を検討してまいります。ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進 三浦委員を始め、多くの委員から、学校給食の地場野菜等の利用品目割合の低下について御意見をいただきました。及川委員からは「若い世代の母親に向けての情報発信が必要」、佐々木琢磨委員から「消費者と生産者の交流を深める」、氏家委員から「放射性物質の検査データの積み重ねが大切」というものでした。県としましては、学校給食での地場産食材の利用の減少は放射性物質に対する不安が一因と考えますが、食材の安全性をPRしながら利用品目割合の向上に努めてまいります。(2) 県民参加 イ 県民総参加

運動の展開 三浦委員，加藤委員，及川委員から「消費者モニターの活動率の向上を望む」という御意見をいただきました。県としましては，研修会等のテーマを工夫するなど，参加意欲を高める企画を検討し，活動率の向上に努めてまいります。ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映 加藤委員から「県民の意見の把握は不十分である。食品衛生監視指導計画に対するパブリックコメントがあまりにも少なすぎる」という御意見をいただきました。県としましては，本計画に対するパブリックコメントの募集につきまして，県のホームページからも分かりやすいように，その掲載方法等について検討したいと考えております。

3 食の安全安心を支える体制の整備 (1) 体制の整備及び関係機関等との連携強化 御承知のとおり，イ，ロ，ハ，ニの4つの施策があり，これらに関しましては，及川委員から「輸入食品に関して，国と連携した情報収集と，県民への情報提供を望む」という御意見をいただきました。県としましては，輸入食品に関する情報を，今後も積極的に収集整理してまいります。また，佐藤委員から「危機管理基本マニュアルが県のホームページでみつからない。放射能汚染への対応がどうなっているのかつかめない」という御意見をいただきました。当マニュアルを，6月24日に県ホームページに掲載しました。また，当マニュアルには，放射能汚染への対応に特定した記述はありませんが，危害要因に応じて定めている基本的な対応に従い，迅速かつ適切な措置を講じることとしております。

4 食品に係る放射能対策 (1) 安全で安心できる食品の供給の確保 この項目では，6人の委員から「検査体制の継続・充実」や「情報提供の徹底」について御意見をいただきました。県としましては，消費者が安心して県産食品を食べられるよう，現在の検査体制を継続し，また，検査結果の迅速な公表に努めてまいります。(2) 食の安全安心に係る信頼関係の確立 加藤委員から，「食の安全安心に関する問題については，リスクコミュニケーションが不可欠」という御意見をいただきました。県としましては，リスクコミュニケーションの重要性を認識しており，質疑応答等の時間を確保して実施に努めてまいります。(3) 食の安全安心を支える体制の整備 三浦委員から「情報の共有化を図っただけで体制整備ができるのか」という御意見をいただきました。また，同様に，佐藤委員から「月1回の会議で共通認識の醸成とは何か」という御意見をいただきました。県としましては，関係部局が事案に対して迅速かつ的確に対応するためには，情報を共有して一体的に取り組む必要があり，基準値を超過した場合の対応などについて打合せを行っております。

以上で，後半大変ざっぱな説明になりましたが，議題イ 食の安全安心に関する施策の実施状況についてを終わらせていただきます。

〈 小金澤会長 〉

どうもありがとうございました。ここまで皆さんの評価を基にした評価の結果と，皆さんの提案等をベースにしながら評価を書いて，そして私のほうで修正したもの，それから，みなさんの個別の問題提起についての回答を報告していただきましたが，何か御意見はございますか。

〈 加藤委員 〉

資料3の7ページ，ロの私の「パブコメが少ない」という意見に対して回答がありますが，モニターにもパブコメを求めているのかどうかについての回答がほしい。それから，9ページ(2)，リスクコミュニケーションは不可欠だと私は考えていますが，「県の対応」として，「質疑応答の時間を確保する」とありますが，質疑応答の時間をただ多く取っただけではリスクコミュニケーションとは言わないと思う。一方的な話ではなく，参加者，生産者，行政との意見のキャッチボール，やりとりが必要であって，質疑応答の時間を多くしたからリスクコミュニケーションは

それでよいというのは、私の認識と違うと感じました。また、リスクコミュニケーションを県主催でしか考えていないのか。民間と共催したやり方を今後、考えているのかどうかを質問したい。

〈 事務局：野地専門監 〉

モニターには直接、パブリックコメントを求めてはいませんので、この辺は検討したいと思います。リスクコミュニケーションですが、こういうふうに「質疑時間の確保」とまとめてしまいましたが、加藤委員がおっしゃった内容を取り込んで考えていきたいと思います。リスクコミュニケーションは今年度3回ほど開催します。なかなか時間の確保は難しいのですが、こういった質疑のものを入れながら実施していきたいと考えております。

〈 事務局：高橋次長 〉

このリスクコミュニケーション以外の放射性物質に関する研修会ですが、原子力安全対策課でも出前講座において何名かお集まりいただき、宮城県の実情等を説明しながら、もちろん聞いた方々の質問を受け付けながら対話に努めており、県民の皆様の御理解を深めていきたいと考えております。確かに手法の問題では、会場にいらっしゃる方との会話ができるような形で、いろいろな工夫は検討していきたいと思います。

〈 加藤委員 〉

なぜリスクコミュニケーションのことをお話したかということ、消費者行政の充実強化を進める懇談会みやぎと消費者庁との共催で、7月に3会場で放射性物質についてのリスクコミュニケーションを行いました。行政が主催するのは、高いステージの上から下の会場の人に向かって一方的に何十分もお話した後に、30分位の短い質疑応答となりますが、勇気があって声の大きな方だけが意見を述べられるということが本当にリスクコミュニケーションなのか、ということに疑問を持ちました。消費者庁は、私たち消費者団体と連携した取組を行ってくれまして、3会場で行ったやり方は一方的な説明ではなく、県の食産業振興課にお願いして県の実情、消費者庁から国の実情を本当に短い時間でお話いただき、その後、消費者、生産者、JA、行政など、それぞれの立場でどういう問題で困っているか報告してもらい、その後に参加者が日頃思っていること、生産者であればこんなことをやっているということ、ざくばらんに意見交換という形で行いました。私がそこで強く感じたのは、県内で地産地消を進めている人であっても放射性物質についての認識にまだまだ勘違いがあるとか、学校給食のお米などの理解が全く進んでいないということでした。宮城県の方々の風評被害がなくなる限り、他県の方々の風評被害がなくなる限り、他県の方が食べないのに、他県の人に宮城県のものを買って下さいというのはおかしい話なので、生産者や地場産業を守る、本気で考えるなら、県主催でやるリスクコミュニケーションのやり方も、民間を取り入れたり、消費者団体と協力してやるとか、本当に本気になってやらないと、風評被害はなくなる感じました。とにかく県主催だけで考えるのではなく、いろんな立場の意見を取り入れながらやっていただくと嬉しいという思いで意見を述べさせていただきました。

〈 小金澤会長 〉

その他ありますか。

〈 佐藤委員 〉

一つは基本マニュアルですが、前回6月の会議後約2週間で県のホームページに掲載されました、さっそく見てみました。放射能汚染への対策に限定していませんが、ようするに広域に同時に様々な生産基盤に直接影響を与えるような事象が発生した時にどうするかについては、相変わらず記載がない。放射能汚染に限定しているから記載がないということより、生産基盤に深刻な

ダメージを与えるような広域な被害に対してどういう発動をしていくのかというのがない。事象がないのでないのが当たり前ですが。今回、例の放射能検査結果の話が今回出ていましたので、質問しようと思っておりましたが、沢辺や越河の問題など地域として限定された場所で、例えば数値が出たような時に、周辺地域を含めた、例えばどの範囲まで手を広げるのかというようなことを今一つ一つやっている最中ですよ。それについてはどうも基本的な、ここからここまでをラインとするというようなことが、まだできていないのではないかと。実際問題、放射能による広域汚染が発生している訳なので、もう少しその部分を危機管理マニュアルに盛り込んでもらえればといいのかなと思います。それから、(ハ)の「8割一致」という意味が、最初のいただいた資料をいくら読んでも分からなかった。ノロウイルスの手法で「8割一致」という意味だということが回答を見て初めて分かったが、それでもまだ分からないのは、「8割一致」というのは高いのか低いのか、発展途上でまだまだやらなければならないのか、この評価が分からなかった。この2点について。

〈 小金澤会長 〉

お願いします。

〈 農産園芸環境課 廣上技術副参事 〉

今、広域汚染への対応ということで、一つの事例として米の放射性物質が出ました。栗原市旧沢辺村と白石市旧越河村が話に出ました。基本的に、米の検査につきましては、昭和25年次の旧市町村単位でやらせていただいております。本来、食品衛生法から言えば現市町村単位が基本となっておりますが、米については、昭和25年次の旧市町村、宮城県では約200あった市町村数となりますが、検査をするということです。今回、沢辺村は平成24年産米、越河村については平成23年産米で基準値を超過したということで、旧市町村内の検査はかなり密に、例えば旧沢辺村であれば、昨年は出荷制限がかかったと同じような形で、流通している米も回収し、なおかつ全量全袋検査をやったということです。そこだけでは本当に大丈夫か、周辺部はどうなのかということで、旧市町村単位ですが、例えば沢辺村については6つの旧市町村になりますが、全戸検査で昨年対応させていただきました。周りにどの程度まで汚染が広がっているのかということでの確認をさせてもらっております。そのやり方が明確になっているのかということについては、マニュアルの中では一切記載しておりません。これについては、農水省や厚労省とのやりとりをさせてもらって、どこまで広がっているか調べていきたいと思います、ということになっております。今年度25年産米ですが、まもなく始まる予定ですが、県としましても昨年、一昨年に出た市町村については、周辺旧市町村も、だめ押し的な考え方になりますが、もっと範囲や密度を多くして安全性を確認していこうということでございます。回答にならなかったかもしれませんが、毎回毎回、明記はできないということで、申し訳ございませんがよろしく申し上げます。

〈 事務局：高橋次長 〉

次の「8割一致」につきましては、今、所管している課が不在で、当課に行って調べておりますので、結果が分かり次第、後ほど御報告させていただきたいと思っております。

〈 小金澤会長 〉

その他、何かございますか。

〈 及川委員 〉

参考資料で、大分類4 食品に対する放射能対策(3)ですが、達成度で「A」評価している委員が結構いるのに、総評が「B」となった基準をお聞きしたいと思います。

〈 事務局：高橋次長 〉

参考資料の一番下の4（3）食の安全安心を支える体制の整備で、「A」が8人、「B」が5人、「C」1人で、総評が「B」となっているのは、どういう訳でしょうか、ということです。

〈 小金澤会長 〉

単純な打ち間違いかもしれないので、確認して直しておいてください。

〈 事務局：高橋次長 〉

それでは、精査させていただきまして、「A」か「B」か、変わるかもしれませんが、申し訳ございません。

〈 小金澤会長 〉

御指摘のとおり、数があつていればそのとおりなので。同数の場合は入れ替えたりはしていますが、この場合は「達成している」が多いので。

〈 事務局：高橋次長 〉

それでは、「A」に訂正させていただきたいと思います。ありがとうございました。

〈 小金澤会長 〉

この数があつているかどうかは確認してください。よろしくお願いします。

〈 事務局：高橋次長 〉

はい。

〈 小金澤会長 〉

その他ございますか。それから「ですます調」で表現していますが、資料2の概要版では読み易くするために「である調」にしております。ちぐはぐな感じがするので統一したほうが良いという御意見などがあればお願いします。それから、県議会に提出するので、丁寧に「ですます調」でなければならないということはありませんか。それでは、皆さんの御意見が多岐に亘っており、その御意見を十分くみ取りながら評価しておりますので、よろしくお願いします。先ほどの評価の件数の御指摘につきましては、もう一度確認した上で議会に提出いただくよう事務局にお願いします。

〈 事務局：高橋次長 〉

会長、申し訳ございませんが、担当課がまいりましたので、先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

〈 水産業基盤整備課 田邊技師 〉

「8割一致」が高いのか低いのかという御質問ですが、公定法の再現率がどの位かは基本実験によって様々な知見等が出ています。この公定法の再現率から考えれば、カキのノロウイルスの「8割の一致を見た」というのは、高い値ではないかと考えております。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。では、先ほども言いましたように9月議会に報告となります。皆さんに評価いただいたものがきちんと議会に届くような形で整理しましたので、ありがとうございました。それでは、次の議題ロ 食品の放射性物質の検査状況について、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：赤間部技術副参事 〉

食品の放射性物質の検査状況について、資料4に従いまして説明させていただきます。まず、1ページは、県産農林水産物の放射能検査結果で、第1四半期、平成25年4月から6月分の速報値になります。1の精密検査結果につきましては、県内産農林水産物161品目1,371点を

検査し、基準値以下が1,339点、率にして97.7%でした。基準値超過は、32点、2.3%で、内訳は、林産物のくさそてつ、こごみでございませす、こしあぶら、たけのこなど5品目23点、水産物のクロダイなど5品目9点でした。次に、2ページに移らせていただきます。これは、スクリーニング検査の結果です。農林産物157品目579点を検査し、569点、98.3%が精密検査実施の目安、これは基準値の1/2を超過ということですが、この目安以下となりました。精密検査実施目安を超過した点数は10点で、全て林産物でした。次に、3ページと4ページは、7月2日現在の国による出荷制限指示及び県の出荷自粛要請の状況です。一部地域で生産されたそば、大豆などの農産物、牛、原木ムキタケなど10種類の林産物、スズキなど10種類の水産物などが出荷制限や出荷自粛の対象となっております。5ページは、牛の出荷制限一部解除後の出荷状況です。中段の2、「出荷牛の放射性物質検査状況」を御覧下さい。4月から7月までの、仙台市食肉市場及び宮城県食肉流通公社の合計で6,391頭を検査しました。また、東京都芝浦など県外出荷分については、3,193頭を検査しました。いずれも、基準値100ベクレルを超過した牛はございませませんでした。6ページは、県内に流通する食品の検査結果です。食品衛生法に基づき収去しました食品に含まれる放射性物質の濃度を検査しました。ゲルマニウム半導体検出器による精密検査におきましては、飲料水、牛乳、乳児用食品34点を検査し、基準値を超過した食品はございませませんでした。簡易検査では、一般食品121点を検査し、国が定める基準値の1/2を超過した食品はございませませんでした。7ページは、学校給食における検査結果です。1つ目の「学校給食用食材の放射能サンプル測定」は、学校給食に使用される食材の事前検査です。給食施設の希望に応じ、簡易測定器により検査しております。8月2日現在で375検体を検査し、全てが「精密検査の実施目安」以内となりました。2つ目の「学校給食モニタリング検査」は、給食施設の希望に応じまして、学校給食一食全体について事後検査を行っております。7月18日現在で30点を検査し、全て不検出でした。8ページは、市町村住民持ち込み放射能測定の結果です。6月末現在の分類別、検査件数、基準値超過件数、基準値超過割合をまとめております。合計で5,963点が検査され、うち738点、12.4%が基準値を超過し、基準値超過件数の98%が林産物となっております。個別の超過した品目は下に示しております。基準値を超過した品目は、しいたけ、こしあぶら、タラの芽、わらび、たけのこの順となっております。9ページは、農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要です。これは四半期ごとに策定してございまして、今回お示ししているものは、第2四半期、7月から9月分になります。出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品、及び市場に流通している食品において合計91品目、18,343検体を検査する計画としてございまして、10ページから11ページは、品目の詳細です。12ページにつきましては、平成25年産米の放射性物質検査の概要です。平成25年産米につきましては、旧市町村ごとに、出荷開始前に検査を実施します。生産者には、検査前の米の出荷を自粛するよう要請してございまして、平成25年産米の検査は、平成24年産米の放射性物質検査結果を基に、「全量全袋検査」、「全戸検査」、「一般検査区域」に分けて行います。「全量全袋検査」については、24年産米で1キログラム当たり100ベクレルを超える放射性物質が検出された栗原市旧沢辺村を対象に、生産された全ての米について米袋毎に検査をします。「全戸検査」は、平成24年産米で1キログラム当たり50ベクレルを超えて検出された栗原市旧津久毛村、または、23年産米で100ベクレルを超えて検出された白石市旧越河村を対象に、全ての販売農家を対象に検査を行います。「全量全袋検査」及び「全戸検査」以外の地域につきましては、「一般検査区域」となります。この「一般検査区域」は、平成24年産米の検査結果に応じて、対象地域を旧市町村単位に3つに分類し、それぞれ検査密度を決めて検査をします。13ページは、ただ

今、御説明しました検査対象地区を、旧市町村単位で色分けしておりますので、御覧ください。

12ページに戻っていただきます。全量全袋検査となる旧沢辺村の検査では、基準値以下の米は出荷され、基準値を超過した米は、隔離・処分されることとなります。また、旧沢辺村以外の地域においては、旧市町村の全検体で基準値以下となった場合、旧市町村単位で出荷自粛が解除となります。基準値超過となった場合には、旧市町村単位で詳細に検査をし、再び基準値を超過した場合は、国から出荷制限が指示されることとなります。その後、米を適切に管理し、検査において基準値以下となった場合は出荷制限が解除されます。点線の矢印ですが、一般検査区域の米が最初の検査で50ベクレル超100ベクレル以下の場合、旧市町村単位で全戸検査が行われることとなります。想定検査点数は、全体で31,930点となります。以上、平成25年度の食品の放射性物質の検査状況について、資料により説明しました。御協議についてよろしく申し上げます。

〈 小金澤会長 〉

今の点について、何か御質問はありますか。

〈 佐藤委員 〉

米について3点ほどお尋ねします。一つは早場米です。早いところでは今月末から来月初めに涌谷町などで早場米が出てきます。その検査はどうなっているのか。先ほど出荷自粛という話がありましたが、いつまで自粛させる考えなのか。それから2点目は、沢辺地区を中心に全量全袋検査をするが、具体的にどのようにやるのか。例えば自家用飯米など検査はどういう形でやるのか。例えば収穫時期にも幅がありますね。その他くず米や糶（しいな）も検査対象とするのか。くず米は流通しているので、そういったものをどう考えるのか。3点目は、仮に基準値を超過した場合、その処分はどのようになっているのか。以前、カビが生えて、食糧として出さない米がいつの間にか食糧に回って大きな問題になったケースがありましたが、そのようなことにならないような対応をどのようにお考えなのか。以上3点について伺います。

〈 農産園芸環境課 廣上技術副参事 〉

当課では、早場米を「早期出荷米」と言っておりますが、早く今月末から出荷が始まります。これは先ほど説明しました米の検査とは別枠としております。早く出される方については、事前に、どのほ場で、いつ頃出てくるか、申請書を出してもらっています。完全にほ場を特定し、そのほ場から収穫した米については別に検査します。それについては乾燥機毎のロットで検査を行いそれがOKであれば、指定された米については出荷していいですよ、ということで別枠で対応していくことにしています。いつまで自粛なのかについては、早期出荷米を出された方は、一両日に結果が出るので、即、出荷してもかまいませんが、その他の同じ旧市町村の方については、出荷自粛が継続しておりますので、モニタリング検査の結果が出れば出荷自粛を解除するという事です。第2点、沢辺村の全量全袋検査ですが、飯米やくず米を含めた全ての米を検査します。具体的に申し上げますが、農協に出荷される方であれば、1等2等の格付け検査に米を全て持ってきていただきます。飯米も縁故米もくずも全て持ってきていただいて、ベルトコンベア式の検査機を今年度リースして、一袋ずつ全袋検査し、OKになったものは、農産物検査において仕分けをしていく形になります。農協に出荷されない方についても、基本的には全部一度持ってきていただき、検査が終わったあとまた運んでもらうということです。基本的には全てということですので、それから、超過した場合の処分方法につきまして、国は焼却処分と言っていますが、焼却するか埋設するかまだ決まっていないということで、とりあえず一か所に集め、農水省や厚労省と話し合いしながら、処分については進めていくという形になります。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。その他ございますか。放射能の検査に関して、県が進めているということと今年の米のことが出てきましたが、では、なければ次に進めてよろしいでしょうか。

それでは、議題ニ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：野地専門監 〉

それでは、議題ハの「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」御説明いたします。今年度における県民総参加運動事業の8月1日現在における進捗状況の概要については、資料5に事業毎に記載してありますが、これらのうちから掻い摘んで御説明をさせていただきます。まず、消費者モニター事業について御説明します。上から3行目の研修会・講習会の開催ですが、まず「食の安全安心セミナー」は、9月から10月にかけて、仙南、仙北及び仙台の各圏域で1回ずつ、計3回開催いたします。具体には資料6の裏面に記載しておりますが、「食と放射性物質」をテーマとした内閣府食品安全委員会及び消費者庁の担当者などによる講演のほか、本県からはBSE全頭検査の見直しについて情報提供を行います。また、参加された方々との意見交換も予定しております。参加者につきましては、新聞に掲載される「県からのお知らせ」などで募集することにしております。また、「モニター研修会」については、昨年度の研修会の際、参加者に行ったアンケートで、取り上げて欲しいテーマとして最も要望が多かった「食と放射性物質」をテーマに開催することを予定しております。時期や会場については、より多くのモニターの方々に御参加いただけるよう、今後検討していくことしております。続きまして、下から4行目にありますアンケート調査です。今回は、6月下旬から7月下旬に掛けて実施いたしました。全モニター769人に御協力をお願いしまして、416人から御回答をいただいております。回答率は54.1%になります。これは昨年度の53.9%に比べ0.2ポイントの上昇となりますが、一昨年、平成23年度の58.6%に比べて4.5ポイントの減となります。集計・分析結果の詳細については、後程、事務局から御報告申し上げます。以上が消費者モニター事業についてでございます。

次に、取組宣言事業について御説明します。下から3行目のマークのリニューアルですが、前回、第1回目の会議で新マークの決定方法について、皆様方から御意見を頂戴し、また、マークの具体的なデザインについては、事務局から後日改めて御照会をさせていただき、いろいろと御意見・御要望を頂戴しております。新マークのデザイン及び決定方法につきましては、このあと引き続いて、事務局から御説明を申し上げます。

以上で、県民総参加運動事業の進捗状況に関する、私からの説明を終わります。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

では、引き続き事務局から、みやぎ食の安全安心取組宣言事業の新ロゴマーク（案）について、御説明させていただきます。前回の会議では、新マークのラフデザインを基に、マークの決定方法などについて、御意見を頂戴いたしました。また、デザインに対する具体的な御意見・御要望などについては、事務局から後日改めて文書により照会をさせていただき、御回答を頂戴いたしました。お忙しい中、御協力いただきまして、誠にありがとうございました。お寄せいただいた御意見・御要望は、資料5の2ページに、頂戴した順に記載しております。一覧として取り纏める都合上、文字が小さくなっておりますことを御容赦いただきたいと思います。対応につきましては、デザインを委託している株式会社旭プロダクション宮城白石スタジオの担当者様と協議を

しながら、進めてまいりました。本日は、それらの結果や今後の進め方（案）について、御説明させていただきます。

まず、「むすび丸」キャラクターについて、です。「むすび丸」の持ち物には、色々と御意見を頂戴しました。このことにつきましては、御意見すべてを参考とさせていただいております。御意見一覧と、別綴りにした資料11ページとを、合わせて御覧いただきたいと思います。御意見一覧のイー2、3では、宮城を代表する「ご飯」と「野菜」を、ということで、11ページではB-1に、ロー2では「仙台牛」と「かき」を、ということで11ページB-2に、ホー2、3では「海のもの（魚）」と「畑のもの（大根）」を、ということでB-3に、チー2では「畜産物」を、ということで、これはB-2で、リー2で「大根」と「ハート」を、ということでB-4を作成しました。これらに「ご飯」と「箸」を持ったB-5を加え、キャラクターは全部で5パターンといたしました。御意見一覧トー2では、業種によってではなく、取組宣言者それぞれが、自由に好きなものを選択できるようにしては、との御意見ですが、このことにつきましては、御意見のとおりに対応させていただきたいと思います。ハー2では、「むすび丸」の顔だけよりは、動きのある全身に統一すべき、との御意見ですが、このことにつきましては、委託先から、文字と組み合わせた場合、顔だけの方がむしろ全体的に馴染む、との意見であったため、マークに使用するキャラクターは顔だけとすることで、御了解いただきたいと存じます。次に、マークの構成について、です。御意見一覧のトー3では、アピールポイントがメインになるよう、枠幅を広くし、承認番号は右下隅に、という御意見でしたので、別綴り資料8ページのように改めます。また、ヘー1では、使用する文字の書体を統一すべき、という御意見を頂戴しましたので、ゴシック体を基本にいたします。そのほか、ハー3、ホー1、ヘー1、トー1など、ラフデザインの内容の修正、再検討に関する御意見・御提言も頂戴しましたが、このことについて、委託先に相談したところ、いずれも新たな費用負担が発生する可能性を示唆されたことから、大変申し訳ありませんが、対応は厳しいという状況です。次に、決定方法については、前回の会議で、県民投票で決定すべき、との御意見をいただきました。ロー1も同様の御意見でございます。このことについて、委託先に打診したところ、「ラフ画というものは、あくまで内部検討用の下書きであり、このような未完成品を不特定多数の者に公開することはできない。会社として世に出すと最終決定した完成品で県民投票するのなら構わないが、ラフ画での実施は認められない。」との見解でした。完成品を複数用意するためには、同様の契約が新たに必要で、用意しても、県民投票の結果選に漏れたマークは、その後の使い道が無い、ということになります。また、インターネット上での投票システムの開設には、70万円程度かかる旨、業者さんから伺いました。このような状況から、事務局としては、県民投票の実施については、残念ながら困難であると認識しております。そこで、この代替案といたしまして、「取組宣言登録者」と「消費者モニター」による投票で決定することを御提案させていただきたいと思います。これは、ロゴマークを使用する、まさに当事者である「取組宣言者」と、消費者の代表としての「消費者モニター」に投票を依頼し、その結果によって決定するというものです。委託先からは、「取組宣言者」と「消費者モニター」は、県に登録されている関係者であり、不特定多数の県民には当たらないとして、二者による投票の実施については、既に了解を得ております。また、投票の対象は、前回お示したA-1、A-2、2つの文字パターンに、2種類の色付けをした4つの案にしたいと考えております。これらについては、別綴り資料の9ページと10ページに掲載しております。最後に、決定後は、御意見一覧のトー4や、リー3で御指摘いただきましたが、消費者や事業者に対し、取組宣言の内容やメリットについてのPRを積極的に進め、食の安全安心に向けた取組

みの輪を、着実に広げてまいります。説明が長くなりましたが、ここでお復習いさせていただきますと、①新ロゴマークの構成は、資料8ページのとおり、アピールポイント欄の枠幅を大きくしたものと、②文字については、9ページ及び10ページに掲載した4案の中から、「取組宣言者」と「消費者モニター」の投票により決定することとし、③「むすび丸」キャラクターは、11ページに掲載した5パターンの中から、「取組宣言者」各自が選択する、以上の3点が事務局（案）でございます。再度御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

〈 小金澤会長 〉

みなさんからいろいろ御意見をいただいて取りまとめで、なおかつデザインを保有しているところとの関係を含めて説明がありましたが、何かこの点について意見はございますか。4パターンについて、今、事務局が出していただいたモニターと取組宣言者との文書投票となります。5パターンについては、事業者が選ぶということになります。スケジュールの確認になりますが、いつ頃をめどに結論が出ますか。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

よろしければ早速、準備にかかりまして、10月末頃までには決定したいと考えております。

〈 小金澤会長 〉

これについては、取組宣言のいわゆる再登録を含めてスタートするわけですよね。この会議は、次は2月になるわけだから、ここで御承認いただいて投票結果を確認していただき、その上で作業を始めて登録して、お店に出回ってくるような形になるのは年内ですか。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

印刷会社への発注にどの位時間がかかるのかといったことを調べておりますが、そのあたりになると思います。

〈 小金澤会長 〉

実際に、取組宣言マークが各お店や事業所に貼られるのは年度内ですか。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

希望としては、はい。

〈 小金澤会長 〉

その他ございますか。よろしいですか。

〈 加藤委員 〉

進め方はよいと思いますが、消費者モニターへの聞き方をどうするのかと思いました。モニターのアンケートの回答も年々減少傾向にある中、このロゴマークについての消費者モニターからの投票も少なかったらどうするのかと。取組宣言をするお店の方々が選んだ方がいいのではと思いますが。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

数的には、事業者が多いのですが。

〈 加藤委員 〉

県民に知らせるという意味もあるわけですので、消費者モニターからの回答があまりにも少なかったらと心配したものですから、モニターへの聞き方を確認させていただきました。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

今考えているのは、4案の中から一番ふさわしいものを1つ選んでいただいて御連絡いただくということです。

〈 小金澤会長 〉

取組宣言の意味をもう一回説明するような資料を付けないと応募が少ないということもあるかと思う。アンケートを含めて考えると、半分は今のところ取れているようですから、加藤さんがおっしゃるように、モニターさんに刺激を与えることも含めて、こういう取組も大事だと思います。不特定多数の方にできないので、今の段階ではこれでやっていただいて、趣旨を理解してもらってなるべく多くの人に投票してもらうようにお願いします。これで議事を終えて、報告に入ります。まず、イのBSEの全頭検査見直しについて、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：高橋次長 〉

お手元に資料6を配布しておりますので、これに基づいて説明させていただきます。BSEの全頭検査見直しについて御報告いたします。6月17日に、知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部会議」が開催され、本県としましては、これまで実施してきましたBSEの全頭検査を見直し、国の規則改正に併せて、7月1日から検査対象月齢を48か月齢超とすることと決定し、今、48か月齢超の牛のみを対象として検査を実施しているところです。なお、検査体制の見直しにつきましては、これまで全頭検査を実施しておりました全ての地方自治体において、7月1日から一斉に見直しがなされたところです。本県における今後の対応といたしましては、引き続き、飼料規制や特定危険部位の除去など、BSEに関するリスク管理に万全を期すとともに、48か月齢超の牛へのBSEのスクリーニング検査を確実にいき、食の安全安心の確保に努めてまいります。また、前回の会議におきまして、委員の皆様から県民等への丁寧な説明が必要であるとの御意見を頂戴しておりますことから、9月以降、「食の安全安心セミナー」でBSEについても周知を図っていきたい。その具体のスケジュールについては、資料の裏面を御覧下さい。まず9月6日に大河原、9月27日に登米、10月4日に仙台と、合計3回開催することとしております。セミナーにおきましては、食品安全委員会等による「食と放射性物質」に関する講演と併せて、このBSEの検査体制の見直しについて、県から情報提供をする予定としております。質疑応答・意見交換の時間も設けまして丁寧に説明し、県民の御理解をいただきたいと考えております。これらのセミナーの開催に関する周知につきましては、多くの県民の方に聞いていただけるよう、9月1日付け朝刊5紙に掲載されます「県からのお知らせ」やホームページ、ラジオにおいて御案内することを予定しております。委員の皆様方におかれましても、ぜひ御参加いただきますようお願い申し上げます。以上で報告を終わらせていただきます。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。

〈 佐藤委員 〉

検査の月齢を変更するという事はよく分かりました。48か月齢超の牛で、確かに肉骨粉などの飼料の状況などを考えると出ない可能性が高いと思うが、万が一出た場合、どのような広報体制を取って、かつ48か月齢未満の牛に対する検査をどのようにアピールしていくのか。もしくは、もし出たらもう一回、何ヶ月齢以下にするのかどうか、そこら辺をどう考えるのか。

〈 事務局：高橋次長 〉

48か月齢超の牛にBSEが発生した場合につきましては、辿っていきまして原因等を究明していきますが、検査体制につきましては、48か月齢超で出たとしても、このままの形でいくことになるかと思えます。その時におきましては、国においては当然、精密検査などで確認して、その中でいろいろと決定されていくものと考えております。

〈 佐藤委員 〉

もし出た場合、おそらく風評被害が広がると思いますが、対応についてはどのように考えますか。

〈 事務局：高橋次長 〉

それにつきましても県だけではなく、全国に関わるものですので、事実について周知しておくことになろうかと思えます。今回の食品安全委員会におきましても、評価と申しますか事実確認、段取りなど理論的に説明した上での話ですので、県民の皆様には、今回のセミナーにおいても説明を尽くしてまいります。出た場合においても説明を尽くしていくという話になろうかと思えます。

〈 佐藤委員 〉

逆に出てしまった場合は不安だという感じはします。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。それでは、報告のイにつきましましてはこれで終了して、ロのみやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果について、事務局からお願いいたします。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

はい。それでは、6月下旬から1か月間に亘り実施いたしました「みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査」の結果について、事務局から御報告いたします。資料の7、1ページを御覧ください。

まず、対象者ですが、6月21日現在のモニター登録者、計769人全員に対して、6月24日に調査票を一斉に送付いたしました。このうち、7月24日までに御回答いただいた計416人の方々の結果について集計・分析を行っております。回答率は54.1%で、昨年7月に実施いたしました前回調査の回答率53.9%より0.2ポイントの上昇、また、一昨年9月に実施した平成23年度調査の58.6%に比べ4.5ポイントの減となりました。次に、回答者の属性ですが、男女別では、男性が107人（26%）、女性が281人（67%）と、女性が7割弱となっております。年代別では、60代が121人（29%）、70代が87人（21%）で、60代、70代で全体の丁度半分となります。未成年の家族の有り無しについては、「あり」が108人（26%）、「なし」が297人（71%）で、未成年者の家族がいない回答者が7割強となっております。また、今回は、宮城県内での居住期間の長短が回答結果にどのような影響を与えるかを探るため、これを属性の一つに加えましたが、集計したところ、県内に20年以上在住の回答者が349人、全体の84%と圧倒的に多く、また、10年未満の回答者は全体の5%と極端に少ない結果となりました。従いまして、それぞれの設問毎に記載しております居住期間別の分析結果については、居住期間の長短が作用した傾向を示したのではなく、今回御回答いただいた方々の状況を単純に取り纏めたものと御理解いただいた上で、御覧になっていただきたいと思えます。では、結果の概要について御説明します。時間の関係上、掻い摘んで御説明させていただきます。先ずローマ数字Ⅰの「食と放射性物質について」です。2ページ問1から5ページ問3にかけては、食品中の放射性物質に対する意識についての設問です。食品中の放射性物質を「非常に」または「ある程度」気にしている回答者は、昨年度の調査よりも8.8ポイント減少したものの、全体の8割弱と、依然高い割合となっております。気にする理由としては、「人体への影響の不安」を筆頭に、「基準値そのものへの不安」、「検査結果・検査体制への不安」など、幅広いものとなっております。8ページの間5では、一般食品の基準値について尋ねました

が、正しく認識している回答者は67.4%と、昨年度から8.3ポイント増えております。9ページ問6は、基準値への印象・評価に関する設問ですが、「基準値以下なら安心」とする回答が、「基準値以下でも不安」を初めて上回りました。また、昨年度に比べ「基準値が低すぎる（厳しすぎる）」がやや増加した一方、「基準値が高すぎる（甘すぎる）」がやや減少し、「よくわからない」とする割合も昨年度よりも2.6ポイント少なくなっていることから、基準値に対する信頼度は向上してきていることが窺えます。13ページ問9ですが、県が出す食と放射性物質に関する情報については、「とてもわかりやすい」と「わかりやすい」が32.6%、反対に、「わかりにくい」、「とてもわかりにくい」が19.9%でした。14ページ問10では、ある産地で、ある農畜水産物に基準値を超える放射性物質が検出された場合の対応について訊いておりますが、最も多い「他の産地のものを購入する」は昨年度の6割から4割強に減少する一方、「他の産地のものでも購入は控える」が20ポイント以上増加し、基準値を超えた品目については、産地に関係なく購入を控える傾向が強まりました。また、一度基準値を超えた後で、基準値以下あるいは不検出となった食品への対応について、16ページ問11で尋ねておりますが、「検出されていても基準値以下なら食べる」はやや低く、「不検出であれば食べる」とした回答者が4割強、「基準値以下であっても検出されていれば食べない」が2割弱、「不検出であっても不安なので食べない」が1割強と、一度基準値を超えてしまった食品に対する不信感は、依然として強いことが窺われます。17ページ問12の、原発事故後の食品購入行動の変化については、「復興支援のため、宮城県産のものを積極的に買うようになった」が昨年度に比べて増加し20.1%、「宮城県産以外のものを買うようになった」、「国産より外国産を買うようになった」はそれぞれ減少し4.1%、2.7%と、比較的冷静な対応がなされているようです。20ページ問14、食品の放射性物質による不安や風評被害の解消に向け必要な行政の取組みとしては、「検査状況や結果のわかりやすい公表」が26.4%、「県産農産物の安全性のPR」が19.6%、「放射性物質に関する基礎的な知識を習得する機会の提供」が19.2%、「土壌の除染など、放射性物質の軽減対策の取り組み状況のPR」が18.1%などの順となっております。また、21ページ問15は、食品の放射性物質による不安や風評被害の解消に向けて、行政の取組みの他に必要なものとして、「マスコミによる適正な報道」が38.3%、「生産者や事業者による安全性確保への取り組みに関する情報発信」が35.6%、「消費者自らが能動的に情報収集しようとする姿勢」が22.2%の順となりました。次に、ローマ数字Ⅱ「食の安全安心について」の概要ですが、これも掻い摘んで御説明いたします。先ず、食の安全安心全般についての不安に関し、23ページ問16、24ページ問17で尋ねたところ、昨年度調査より10ポイント以上低い、全体の7割弱の回答者が不安を感じており、その対象は「残留農薬」、「環境汚染物質」、「家畜伝染病」、「食品添加物」の順となっております。27ページ問19では、食品の安全性を確保するためには重要だが、実際に十分行われていないと認識されている取組みとしては、「輸入食品の検査体制の強化」、「違反、事件、事故の速やかな情報公開」、「食品の衛生・監視指導の強化」、「食に関する正しい情報の提供」の順となっております。31ページ問21では、食の安全安心に向けて県が取り組むべきこととして望むことを訊いたところ、「生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底」、「生産者の取り組みへの支援」、「安全な農水産物の生産環境づくりへの支援」、「食関連事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底」、「食品表示の適正化の推進」が多く挙げられております。34ページ問23の、県からの情報提供についての満足度は、「十分である」と「概ね十分である」が合わせて37.1%と、昨年度に比べ5.5ポイント上昇しております。この情報提供の満足度については、第2期基本計画において、平成27年度で70%と目標設定

しておりますので、今後とも、一層きめ細やかで分かり易い提供に向けて工夫をしております。最後になりますが、37ページ問25の、パブリックコメントへの意見提出については、経験有りが全体の15.3%となっております。50代を除いて、年代が上がるに従い、経験者の割合が高くなっております。以上、駆け足になりましたが、平成25年度「消費者モニターアンケート調査」結果の御報告とさせていただきます。この調査結果は、後日、モニター全員にお送りするとともに、県のホームページに掲載いたします。また、これら貴重なデータは、さらに詳細に分析した上で関係各課と共有し、今年度の施策の実施や次年度以降の事業計画に反映させていただきます。事務局からは以上でございます。

〈 小金澤会長 〉

何か今の件に御意見はありますか。事務局が説明していましたが、昨年との比較が非常に大事ですので、これをホームページに載せる場合、重要な項目だけでもいいので、比較できるような形で去年のデータを並べてほしいと思います。去年のデータを別のところから呼び出して見て下さいではなく、こういうふうに変化していますよ、ということがわかるような表現を使っただけでもいいと思います。それから新しい委員には、去年のデータをいただけるとありがたいと思います。加藤さんが心配されるようなところはあることはありますが、それでもそれなりにがんばって集計して50%を超えたデータというのは大事なことで、これはこれとして活用して、いかんせん年齢構成の問題は出てきますが、仕方がないのかなと思います。よろしいでしょうか。この辺、配慮をお願いしたいと思います。それでは(3)その他に移りますが、なければこれで議事の終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。司会を戻します。

〈 司会 〉

活発な御議論大変ありがとうございました。ここで次回の推進会議について御案内をさせていただきます。資料8を御覧願います。「平成25年度みやぎ食の安全安心推進会議における検討内容とスケジュール」です。こちらに記載してございますが、今回は、来年平成26年2月13日の木曜日、午後2時から開催いたします。場所は、今回と同じこちら、第一会議室となります。御案内は改めて差し上げますので、どうぞよろしく申し上げます。以上をもちまして、会議を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

〈 小金澤会長 〉

先ほど出ましたが、食の安全安心セミナーが10月に県庁の講堂であります。推進会議がしばらくありませんので、何人か集まれば顔合わせができます。何かをするという訳ではありませんが、もしお時間がありましたらよろしく申し上げます。

〈 司会 〉

これで会議の一切を終了いたします。